

○ 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 決定（第六十条～第六十一条の五）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続の終結）</p> <p>第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項から第六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（決定の記載事項）</p> <p>第六十一条 法第八十五条の七第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第八十五条の七第六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 決定（第六十条・第六十一条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続の終結）</p> <p>第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項から第三項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（決定の記載事項）</p> <p>第六十一条 法第八十五条の七第一項又は第二項の決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第八十五条の七第三項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。</p>

一 (略)

二 法第百八十五条の七第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当すること。

(二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の二 法第百八十五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項各号に掲げる額のいずれか高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(既決定がある場合の按分額)

第六十一条の三 法第百八十五条の七第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の四 法第百八十五条の七第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から

一 (略)

二 法第百八十五条の七第二項ただし書に該当すること。

(新設)

(新設)

(新設)

同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の五 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項から第三項までの規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

(決定後の罰金、没収等との調整)

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項の決定（法第百七十八条第一項第二号から第五号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）又は法第百八十五条の七第二項若しくは第三項の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならぬ。

2 法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記載しなければならない。

3 金融庁長官は、法第百八十五条の八第八項の規定により法第百八

(新設)

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項又は第二項の規定により法第百八十五条の七第一項の決定（法第百七十八条第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

(決定後の没収等との調整)

2 法第百八十五条の八第五項の規定による変更の処分に係る文書には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記載しなければならない。

3 金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項の規定により法第百八

十五条の七第一項から第三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

十五条の七第一項の決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五条の八第五項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第六項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項の決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。